平成２３年（フ）第４９８号
盛岡市三ツ割２丁目12番12号
債務者　山名　清源
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５００号
岩手県二戸市安比字上大築平22番地８
債務者　篠原　和子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４４８号
秋田市桜ガ丘２丁目３番地20
債務者　豊嶋　和子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５０号
秋田市泉南１丁目８番８号　エクセル泉205
債務者　葛西　宏美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２号
長野県茅野市玉川3973番地４
債務者　河内　一郎
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２８８５号
名古屋市西区二方町38番地　宝マンション上小田井第３　805号
債務者　陸浦　鮎美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８９４号
愛知県愛知郡東郷町北山台１丁目６番地１　アイリス北山台202号
債務者　赤岩　幸武
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９４８号
名古屋市中川区服部３丁目1501番地
債務者　中島　正勝
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９６０号
名古屋市南区鯛取通５丁目７番地　アネックス春日野604号
債務者　山本　唯光
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９７５号
名古屋市千種区豊年町17番１号　ニコル千種408号
債務者　鈴木　敦之
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３００３号
名古屋市中村区烏森町５丁目47番地　ＣＡＳＡ　ＮＯＡＨ　名古屋Ｉ　206号
債務者　吉橋　秀夫
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０号
兵庫県南あわじ市湊340番地
債務者　小嶋日登美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１２号
高知市新本町２丁目７番２号　ハイツ峰205、申立時の住所高知市愛宕町２丁目９番17号
債務者　牧野　利彦
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９６号
高知県南国市元町２丁目２番５号
債務者　美島萬里子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６５９号
高知市潮新町１丁目５番26号
債務者　武本八千代
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６６０号
高知市潮新町１丁目５番26号
債務者　武本　勝久
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７０号
大分県別府市石垣西７丁目４番47号
債務者　荒金　　毅
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４０２号
大分市上野丘西23番13号
債務者　河村美智子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係